

# 福岡県公報

平成18年2月8日  
第2493号

## 目 次

### 告 示 (第249号—第270号)

○換地を定めない土地の指定	(農地計画課) ..... 2
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課) ..... 2
○大規模小売店舗の新設の届出	(商業・地域経済課) ..... 2
○道路の供用の開始	(道路維持課) ..... 3
○道路の区域の変更	(道路維持課) ..... 3
○道路の供用の開始	(道路維持課) ..... 3
○土地改良区の換地処分	(農地計画課) ..... 4
○土地改良区の換地処分	(農地計画課) ..... 4
○道路の区域の変更	(道路維持課) ..... 4
○道路の供用の開始	(道路維持課) ..... 4
○道路の区域の変更	(道路維持課) ..... 5
○道路の供用の開始	(道路維持課) ..... 5
○県営土地改良事業計画の変更決定	(農地計画課) ..... 5
○漁船損害等補償法第112条第1項の規定による同意を求めるための事前届出	(漁政課) ..... 5
○堤防と道路との兼用工作物の管理	(河川課) ..... 6
○堤防と道路との兼用工作物の管理	(河川課) ..... 6
○特定非営利活動法人設立の認証申請	(生活文化課) ..... 7
○特定非営利活動法人設立の認証申請	(生活文化課) ..... 7
○特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	(生活文化課) ..... 7
○道路の区域の変更	(道路維持課) ..... 8

○道路の供用の開始	(道路維持課) ..... 8
○土地改良事業の協議の適否決定	(農地計画課) ..... 8
<b>公 告</b>	
○平成17年度種苗生産事業者講習会の開催	(緑化推進課) ..... 8
○都市計画の案に係る公聴会の開催	(都市計画課) ..... 9
○都市計画の案に係る公聴会の開催	(都市計画課) ..... 10

### 選挙管理委員会

○政治団体の設立の届出	(地方課) ..... 11
○政治団体の届出事項の異動の届出	(地方課) ..... 12
○政治団体の解散届	(地方課) ..... 13
○資金管理団体の指定の届出	(地方課) ..... 14
○資金管理団体の指定の取消等の届出	(地方課) ..... 14

### 人事委員会

○福岡県(警察官A(男性)・警察官A(女性)・警察官A(武道指導)・警察官B(男性)・警察官B(女性)・警察官C)採用試験の実施	(人事委員会事務局任用課) ..... 15
--	------------------------

### 公安委員会

○獣銃及び空気銃の所持に関する講習会(初心者に対する講習会)の開催	(警察本部生活安全総務課) ..... 19
○獣銃及び空気銃の所持に関する講習会(経験者に対する講習会)の開催	(警察本部生活安全総務課) ..... 19
○警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則の一部を改正する規則附則第2条に規定する講習の実施	(警察本部生活安全総務課) ..... 20

### 雑 報

○福岡県意見書提出制度要綱の規定に基づく意見及び答申の公表	(生活衛生課) ..... 21
-------------------------------	------------------

## 告 示

**福岡県告示第249号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第3項において準用する同法第53条の2の3第1項の規定に基づき、県営土地改良事業筑後北部地区において樹立する換地計画に關し、次の従前の土地は、換地を定めない土地として指定したので、同条第2項において準用する同法第53条の2第3項の規定により公告する。

平成18年2月8日

福岡県知事 麻生 渡

## 従前の土地の表示

市町村名	大字	字	地番	地目	地積(平方メートル)
筑後市	蔵敷	長原田	349-1	田	1,242
筑後市	蔵敷	島ノ本	388	田	62

**福岡県告示第250号**

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成18年2月8日

福岡県知事 麻生 渡

## 1 開発区域に含まれる地域の名称

福津市畠町字高宮597番2

## 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

宗像市日の里5丁目1番（7棟204号）

中本 譲

**福岡県告示第251号**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部商業・地域経済課及び久留米商工事務所において縦覧に供する。

平成18年2月8日

福岡県知事 麻生 渡

## 1 届出年月日

平成18年1月23日

## 2 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 スーパードラッグコスモス津福店

(2) 所在地 福岡県久留米市津福今町字南野605番9 外

## 3 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

## (1) 大規模小売店舗を設置する者

氏名又は名称	住所
株式会社コスモス薬品	福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号

## (2) 当該大規模小売店舗において小売業を行う者

氏名又は名称	住所
株式会社コスモス薬品	福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号

## 4 大規模小売店舗を新設する日

平成18年9月24日

## 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

1,396m<sup>2</sup>

## 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

## (1) 駐車場の位置及び収容台数

駐車場の位置	収容台数(台)
福岡県久留米市津福今町字南野605番9 外	49

## (2) 駐輪場の位置及び収容台数

駐輪場の位置	収容台数(台)
福岡県久留米市津福今町字南野605番9 外	45

## (3) 荷さばき施設の位置及び面積

荷さばき施設の位置	面積(平方メートル)
福岡県久留米市津福今町字南野605番9 外	60

## (4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

廃棄物等の保管施設の位置	容量(立法メートル)
福岡県久留米市津福今町字南野605番9 外	12

## 7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

## (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業者の氏名	開店時刻	閉店時刻
株式会社コスモス薬品	午前10時	午後10時

## (2) 駐車場において来客の自動車が駐車することができる時間帯

午前9時30分から午後10時30分まで

## (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

2ヶ所 福岡県久留米市津福今町字南野605番9 外

## (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前6時から午後11時まで

## 福岡県告示第252号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成18年2月8日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成18年2月8日

福岡県知事 麻生 渡

土木事務所名	路線名	供用開始の区間
八女	八女線 小国	八女郡黒木町大字北大淵798番3先から 同郡矢部村大字北矢部12545番1先まで

## 福岡県告示第253号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区間を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成18年2月8日

福岡県知事 麻生 渡

土木事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員(メートル)	延長(メートル)
八女	県道	八女春線	前	八女郡上陽町大字久木原1885番1先から 同郡同町大字久木原1286番1先まで	11.5 ～ 17.0	243.0
			後	八女郡上陽町大字久木原1885番3先から 同郡同町大字久木原1286番1先まで	11.5 ～ 19.5	243.0
			後	同上	4.2 ～ 15.5	244.6

## 福岡県告示第254号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成18年2月8日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成18年2月8日

福岡県知事 麻生 渡

土木事務所名	路線名	供用開始の区間
八女	八女線 香春	八女郡上陽町大字久木原1856番先から 同郡同町大字久木原1284番1先まで

**福岡県告示第255号**

土地改良区から、次のように換地処分をした旨の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第54条第4項の規定により公告する。

平成18年2月8日

福岡県知事 麻生 渡

土地改良区名	換地処分した地域	換地処分年月日
宮田町鶴田土地改良区	鞍手郡宮田町大字鶴田 (宮田町鶴田地区3-1工区換 地区)	平成18年1月11日

**福岡県告示第256号**

土地改良区から、次のように換地処分をした旨の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第54条第4項の規定により公告する。

平成18年2月8日

福岡県知事 麻生 渡

土地改良区名	換地処分した地域	換地処分年月日
宮田町鶴田土地改良区	鞍手郡宮田町大字鶴田 鞍手郡小竹町大字新多 (宮田町鶴田地区3-2工区換 地区)	平成18年1月11日

**福岡県告示第257号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成18年2月8日

福岡県知事 麻生 渡

土木事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員(メートル)	延長(メートル)
大牟田	県道	大牟田川副線	前	三池郡高田町大字黒崎開 2122番1先から 同郡同町大字永治506番1 先まで	9.4 ～ 24.9	319.0
			前	同上	10.9 ～ 34.8	318.0
			後	同上	10.9 ～ 33.0	342.0
大牟田	県道	大牟田川副線	前	三池郡高田町大字永治928 番1先から 同郡同町大字黒崎開2425番 3先まで	8.6 ～ 24.3	174.0
			前	同上	8.6 ～ 24.4	175.0
			後	同上	8.6 ～ 20.0	174.0

**福岡県告示第258号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成18年2月8日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成18年2月8日

## 福岡県知事 麻生 渡

土木事務所名	路線名	供用開始の区間
大牟田	大牟田線 川副	三池郡高田町大字黒崎開2122番1先から 同郡同町大字永治506番1先まで
大牟田	大牟田線 川副	三池郡高田町大字永治928番1先から 同郡同町大字黒崎開2425番3先まで

## 福岡県告示第259号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成18年2月8日

## 福岡県知事 麻生 渡

土木事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員(メートル)	延長(メートル)
前原	県道	前原富士線	前	前原市大字本1678番1先から 同市大字川付1015番3先まで	5.8 ～ 22.5	1107.2
			後	同上	10.4 ～ 22.5	1107.2

## 福岡県告示第260号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成18年2月8日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成18年2月8日

## 福岡県知事 麻生 渡

土木事務所名	路線名	供用開始の区間
大牟田	高田線 山川	三池郡高田町大字竹飯3562番1先から 同郡同町大字飯江597番先まで

## 福岡県告示第261号

県営土地改良事業計画を変更したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第6項において準用する同法第87条第5項の規定により公告し、その関係書類を次のように縦覧に供する。

平成18年2月8日

## 福岡県知事 麻生 渡

縦覧に供する書類	縦覧期間	縦覧場所
県営垂水地区土地改良（区画整理）事業変更計画書の写し	平成18年2月8日から 平成18年3月8日まで	上毛町役場

## 福岡県告示第262号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号。以下「令」という。）第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号。以下「法」という。）第112条第1項の規定による同意を求めるための事前届出があったので、令第5条第3項の規定により次のように公示し、届出に係る指定漁船調査書を当該漁業協同組合において、平成18年2月8日から同年2月22日までの間縦覧に供する。

平成18年2月8日

## 福岡県知事 麻生 渡

発起人の住所及び氏名		加入区	法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称
住所	氏名		

北九州市門司区中二十町9-14	久保 清		
北九州市門司区城山町2-10	三松 浩	大里	
北九州市門司区大里本町3-3-6	西川 淨		大里漁業協同組合

**福岡県告示第263号**

河川法（昭和39年法律第167号）第17条第1項の規定に基づく堤防と道路との兼用工作物の管理の方法に係る協議が成立したので、同条第2項の規定により次のとおり公示する。

その関係図書は、福岡県土木部河川課及び福岡県八女土木事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成18年2月8日

福岡県知事 麻生 渡

## 1 河川の名称

筑後川水系広川

## 2 河川管理施設の名称又は種類

左岸堤防

## 3 河川管理施設の位置

八女郡広川町大字広川字下川原2098番地の2先から

八女郡広川町大字広川字下川原2078番地先まで

## 4 管理を行う者の名称及び所在地並びに代表者の氏名

名称 道路管理者 広川町

所在地 八女郡広川町大字新代1804番地1

代表者 広川町長 高鍋 具弥

## 5 管理の内容

(1) 道路専用施設（路面（路盤までの部分を含む。）、路肩、道路の附属物その他の専ら道路の管理上必要な施設又は工作物をいう。以下同じ。）の新設（道路の附属物に係るものに限る。）、改築、維持又は修繕

(2) 路肩に接する法面で、当該路肩から法長1メートルまでの範囲内にあるものにつ

いての維持

(3) 原則として道路専用施設に係る災害復旧

## 6 管理の期間

告示の日から道路の存続する日まで

**福岡県告示第264号**

河川法（昭和39年法律第167号）第17条第1項の規定に基づく堤防と道路との兼用工作物の管理の方法に係る協議が成立したので、同条第2項の規定により次のとおり公示する。

その関係図書は、福岡県土木部河川課及び福岡県八女土木事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成18年2月8日

福岡県知事 麻生 渡

## 1 河川の名称

筑後川水系広川

## 2 河川管理施設の名称又は種類

右岸堤防

## 3 河川管理施設の位置

八女郡広川町大字新代字上川原197番地先から

八女郡広川町大字新代字中川原242番地の2先まで

## 4 管理を行う者の名称及び所在地並びに代表者の氏名

名称 道路管理者 広川町

所在地 八女郡広川町大字新代1804番地1

代表者 広川町長 高鍋 具弥

## 5 管理の内容

(1) 道路専用施設（路面（路盤までの部分を含む。）、路肩、道路の附属物その他の専ら道路の管理上必要な施設又は工作物をいう。以下同じ。）の新設（道路の附属物に係るものに限る。）、改築、維持又は修繕

(2) 路肩に接する法面で、当該路肩から法長1メートルまでの範囲内にあるものにつ

いての維持

(3) 原則として道路専用施設に係る災害復旧

#### 6 管理の期間

告示の日から道路の存続する日まで

---

#### 福岡県告示第265号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成18年2月8日

福岡県知事 麻生 渡

#### 1 申請のあった年月日

平成17年12月8日

#### 2 申請に係る特定非営利活動法人

##### (1) 名称

特定非営利活動法人イマジン

##### (2) 代表者の氏名

渡辺 久也

##### (3) 主たる事務所の所在地

福岡県福岡市早良区祖原14番20号

##### (4) 定款に記載された目的

この法人は、わが国のみならず世界の人々に対して、科学技術の研究開発及びその実用化に関する事業を行い、技術革新による生活の質の向上に寄与することを目的とする。

---

#### 福岡県告示第266号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成18年2月8日

福岡県知事 麻生 渡

#### 1 申請のあった年月日

平成17年12月19日

#### 2 申請に係る特定非営利活動法人

##### (1) 名称

特定非営利活動法人ほほえみイキイキネット

##### (2) 代表者の氏名

黒木 隆

##### (3) 主たる事務所の所在地

福岡県福岡市東区大字香椎462番地の5

##### (4) 定款に記載された目的

この法人は、障害者及び高齢者に対して、介護予防サービス・小規模多機能型居宅介護等に関する事業を行い、地域と社会の福祉の増進を図り、広く公益に寄与することを目的とする。

---

#### 福岡県告示第267号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成18年2月8日

福岡県知事 麻生 渡

#### 1 申請のあった年月日

平成17年12月9日

#### 2 申請に係る特定非営利活動法人

##### (1) 名称

特定非営利活動法人わたしたちの高齢社会をつくる会

##### (2) 代表者の氏名

松岡 澄子

## (3) 主たる事務所の所在地

福岡県福岡市中央区平和三丁目6番18号

## (4) 定款に記載された目的

この法人は、高齢者、痴呆性老人及びその家族に対して、介護保険法に関する事業、文化活動などを行い、福祉の増進に寄与することを目的とする。

**福岡県告示第268号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成18年2月8日

福岡県知事 麻生 渡

土木事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員(メートル)	延長(メートル)
行橋	県道	大久保線 行橋	前	行橋市大字下稗田625番1先から 同市大字中川1番3先まで	6.0 ～ 9.0	216.1
			後	同上	6.0 ～ 9.0	216.1
			後	同上	5.2 ～ 10.0	271.9
行橋	県道	天生田線 吉国	前	行橋市大字上検地743番1先から 同市大字上検地606番1先まで	11.5 ～ 19.5	196.0
			後	同上	11.5 ～ 17.4	196.0

**福岡県告示第269号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成18年2月8日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成18年2月8日

福岡県知事 麻生 渡

土木事務所名	路線名	供用開始の区間
行橋	天生田線 吉国	行橋市大字上検地743番1先から 同市大字上検地606番1先まで

**福岡県告示第270号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第8条第1項の規定に基づき、市町村から協議のあった土地改良事業を平成18年1月27日付けで適当であると決定したので、同法第96条の2第5項において準用する同法第8条第6項の規定により公告し、その関係書類を次のように縦覧に供する。

平成18年2月8日

福岡県知事 麻生 渡

市町村名	事業名	縦覧に供する書類	縦覧期間	縦覧場所
穂波町	農業用排水施設整備事業 (高田松ヶ井地区)	土地改良事業計画書の写し	平成18年2月8日から 平成18年3月8日まで	穂波町役場

**公 告**

**公告**

林業種苗法（昭和45年法律第89号）第11条第1項の規定に基づき、平成17年度種苗生産事業者講習会（以下「講習会」という。）を開催するので、林業種苗法施行令（昭和

45年政令第194号) 第3条の規定により次のように公告する。

平成18年2月8日

福岡県知事 麻生 渡

## 1 講習会の日時及び場所

日 時	場 所
平成18年3月23日(木曜日)	久留米市山本町豊田1438番2号
午前10時～午後5時	福岡県森林林業技術センター会議室

## 2 受講資格者並びに講習科目及び時間

### (1) 受講資格者

林業の用に供される樹木の繁殖の用に供される種子、穂木、茎、根及び苗木(幼苗を含む。)を配布の目的をもって採取し、若しくは育成する事業を行おうとする者又はこの事業に従事しようとする者

### (2) 講習科目及び講習時間

講 習 科 目	講 習 時 間
種苗に関する法令	午前10時～正午
種苗の产地及び系統に関する事項	午後1時～午後3時
種苗の生産技術に関する事項	午後3時～午後5時

## 3 受講の申込方法

講習会の受講希望者は、講習会の開催日の10日前までに、受講申込書(用紙は、福岡県水産林務部緑化推進課又は県の各農林事務所で交付する。)に講習手数料14,000円(福岡県領収証紙によること。)を添えて提出すること。

## 4 申込書の提出場所及び問い合わせ先

名 称	所 在 地	電 話 番 号
福岡県水産林務部緑化推進課造林係	福岡市博多区東公園7番7号	092-643-3549
福岡農林事務所林務課	福岡市中央区赤坂1丁目8番8号	092-735-6137
甘木農林事務所林務課	甘木市大字甘木2014番地の1	0942-22-2731
八幡農林事務所林務課	北九州市八幡西区則松3丁目7番1号	093-601-5567

飯塚農林事務所林務課	飯塚市新立岩8番1号	0948-23-4146
筑後農林事務所林務課	筑後市大字和泉字九郎地山606番地の1	0942-52-5188
行橋農林事務所林務課	行橋市中央1丁目2番1号	0930-23-0387

## 5 注意事項

- (1) 講習会には、筆記用具を持参すること。
- (2) 提出された受講申込書及び講習手数料は、いかなる理由があっても返還しない。

## 公告

都市計画の案について公聴会を開催するので、福岡県都市計画公聴会規則(昭和45年福岡県規則第43号)第3条第1項の規定により次のように公告する。

平成18年2月8日

福岡県知事 麻生 渡

### 1 変更しようとする都市計画の種類及び名称

筑後都市計画及び瀬高都市計画公園9・6・1号筑後広域公園

### 2 開催の日時及び場所

#### (1) 日時

平成18年3月5日 午後1時から5時まで

#### (2) 場所

筑後市役所東庁舎3階 301・302会議室(筑後市大字山ノ井898番地)

### 3 都市計画の案の概要及び閲覧

#### (1) 都市計画の案の概要

名 称	位 置	面 積
9・6・1号筑後広域公園	筑後市大字津島字杵ノ瀬、字村西北、字村西南、字中小路、字村前、字小渕、字道正開、字仁王前、字山ノ神、字上小路、字洲崎、字東、字段ノ上、字下川田、字下開、字江湖開、字葭原	約192.6ヘクタール

、字柳ノ内、字中切、字大向、字小向、字南小路、字東小路、字北小路、字宮、字高岸、字南鵜池、字北鵜池、字船小屋  
 大字尾島字東水洗、字船小屋、字東古賀原  
 大字北長田字西境、字庚申土居、字下川端、字上川端、字松ノ木  
 大字溝口字下落合、字菖蒲田、字熊野、字上落合、字川原、字大王寺、字南  
 瀬高町大字本郷字川久保、字小向、字上閑、字小出口ノ一、字小出口ノ二、字権現山、字北瀬戸嶋、字南瀬戸嶋、字中土居、字古川、字松原、字中野、字北中野、字四本松  
 大字長田字境、字長田、字後鶴、字西津留、字新開、字下川原、字狐林、字川原、字中藤八、字藤八、字北藤八  
 大字小田字西藤八、字甚五郎開、字志與田、字中島、字東藤八、字唐尾浦田

## (2) 閲覧

同案については、平成18年2月8日から同月22日までの間、福岡県建築都市部都市計画課及び筑後市建設部都市対策課において、公衆の閲覧に供する。

## 4 意見を述べようとする者の申出の方法及び期限等

(1) 公聴会において意見を述べようとする者は、公述申出書を平成18年2月22日（必着）までに福岡県建築都市部都市計画課に提出すること。

(2) 公述申出書（様式）は、3の閲覧場所において配布する。

## 5 公述人の選定及び公述方法

公述申出書を提出した者で、公述人に選定されたものは、公聴会に出席して公述申出書に記載した内容により意見を述べることができる。

## 6 その他

## (1) 傍聴

公述人を除き、この公聴会の傍聴を希望する者は、公聴会当日、会場にて開催の30分前から傍聴券を交付するので、受付に申し込むこと。ただし、申込み多数の場合は抽選となることがある。

## (2) 開催の中止

公述申出者がいない場合は、この公聴会は中止されるので、傍聴を希望する者は、開催情報について事前に県ホームページ (<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>) 又は直接問い合わせにより確認すること。

## (3) 問い合わせ先

この公聴会についての問い合わせは、福岡県建築都市部都市計画課（福岡市博多区東公園7番7号 電話092-643-3711）に対して行うこと。

## 公告

都市計画の案について公聴会を開催するので、福岡県都市計画公聴会規則（昭和45年福岡県規則第43号）第3条第1項の規定により次のように公告する。

平成18年2月8日

福岡県知事 麻生 渡

## 1 変更しようとする都市計画の種類及び名称

筑後都市計画道路3・5・11号尾島常用線、3・5・12号福市洲崎線及び3・5・13号西水洗西美田線

## 2 開催の日時及び場所

## (1) 日時

平成18年3月5日 午後1時から5時まで

## (2) 場所

筑後市役所東庁舎3階 301・302会議室（筑後市大字山ノ井898番地）

## 3 都市計画の案の概要及び閲覧

## (1) 都市計画の案の概要

名 称	位 置	区域(延長)
3・5・11号尾島常用線	起点 筑後市大字尾島字船小屋 終点 筑後市大字常用字伏ノ木 主な経過地 筑後市大字津島字福市	約1,910メートル
3・5・12号福市洲崎線	起点 筑後市大字津島字福市 終点 筑後市大字津島字洲崎 主な経過地 筑後市大字津島字餅町	約590メートル
3・5・13号西水洗西美田線	起点 筑後市大字尾島字西水洗 終点 筑後市大字津島字西美田 主な経過地 筑後市大字津島字北美田	約550メートル

## (2) 閲覧

同案については、平成18年2月8日から同月22日までの間、福岡県建築都市部都市計画課及び筑後市建設部都市対策課において、公衆の閲覧に供する。

## 4 意見を述べようとする者の申出の方法及び期限等

(1) 公聴会において意見を述べようとする者は、公述申出書を平成18年2月22日（必着）までに福岡県建築都市部都市計画課に提出すること。

(2) 公述申出書（様式）は、3の閲覧場所において配布する。

## 5 公述人の選定及び公述方法

公述申出書を提出した者で、公述人に選定されたものは、公聴会に出席して公述申出書に記載した内容により意見を述べることができる。

受付期間 平成17年12月1日～12月31日

(政党の支部)

政治団体の名称	代表者名	会計責任者名	主たる事務所の所在地	届出年月日
自由民主党福岡県衆議院選挙区第十支部	西川京子	西川裕樹	北九州市小倉北区室町2丁目5-1 カーニープレイス小倉2F	平成17年12月6日

(1団体)

備考：自由民主党福岡県衆議院選挙区第十支部は総務大臣届出から変更。

## 6 その他

## (1) 傍聴

公述人を除き、この公聴会の傍聴を希望する者は、公聴会当日、会場にて開催の30分前から傍聴券を交付するので、受付に申し込むこと。ただし、申込み多数の場合は抽選となることがある。

## (2) 開催の中止

公述申出者がいない場合は、この公聴会は中止されるので、傍聴を希望する者は、開催情報について事前に県ホームページ (<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>) 又は直接問い合わせにより確認すること。

## (3) 問い合わせ先

この公聴会についての問い合わせは、福岡県建築都市部都市計画課（福岡市博多区東公園7番7号 電話092-643-3711）に対して行うこと。

### 選挙管理委員会

#### 福岡県選挙管理委員会告示第11号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定に基づく政治団体から政治団体設立届が提出されたので、同法第7条の2第1項の規定により次のとおり告示する。

平成18年2月8日

福岡県選挙管理委員会委員長 田辺俊明

(政党以外のその他の政治団体)

政治団体の名称	代表者名	会計責任者名	主たる事務所の所在地	届出年月日
小川けんじ後援会	小川健二	丸山隆司	小郡市祇園1丁目14-8	平成17年12月21日
こじま眞治後援会	高松勝	林田三代子	糟屋郡宇美町とびたけ2丁目12-405	平成17年12月27日
さいとう守史後援会	齊藤守史	小林道男	飯塚市横田592-2	平成17年12月26日
白水えいじ後援会	白水英至	白水克代	糟屋郡宇美町ゆりが丘1丁目13-10	平成17年12月8日
田川政経文化フォーラム	大塚伸一	高岡茂俊	田川市川宮710-34	平成17年12月21日
谷口重隆後援会	谷口郁夫	行本勲	鞍手郡若宮町大字乙野1115	平成17年12月14日
道永哲郎後援会	道永哲郎	森實守	筑紫野市塔原東1丁目6-1	平成17年12月16日

(7団体)

## 福岡県選挙管理委員会告示第12号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条の規定に基づき、次の政治団体から

届出事項の異動の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定により次のとおり告

受付期間 平成17年12月1日～12月31日

(政党の支部)

示する。

平成18年2月8日

福岡県選挙管理委員会委員長 田辺俊明

政治団体の名称	異動事項	内 容		異動年月日	届出年月日
		新	旧		
自由民主党福岡県第十選挙区支部	団体名称	自由民主党福岡県第十選挙区支部	自由民主党福岡県衆議院選挙区第十支部	平成17年12月22日	平成17年12月26日
民主党北九州市若松区支部	主たる事務所の所在地	北九州市若松区和田町16-4	北九州市若松区浜町1丁目4-7	平成17年12月13日	平成17年12月15日
	代表者	野 村 ま ゆ み	重 田 幸 吉		
民主党福岡県第8区総支部	主たる事務所の所在地	嘉穂郡穂波町若菜52-1	直方市知古764-1 九誠ビル1F	平成17年12月9日	平成17年12月12日

(3団体)

(政党以外のその他の政治団体)

政治団体の名称	異動事項	内 容				異動年月日	届出年月日
		新	旧				
麻生渡後援会	会計責任者	松田重徳	松尾達二			平成17年12月1日	平成17年12月1日
うのやすお後援会	会計責任者	光岡美幸	田口末次			平成17年12月6日	平成17年12月6日
共生21Cの会	会計責任者	松田重徳	松尾達二			平成17年12月1日	平成17年12月1日
洲之内昌司後援会	代表者	岩崎博史	徳永卓見			平成14年1月15日	平成17年12月15日
宝部義信後援会	主たる事務所の所在地	鞍手郡若宮町大字福丸217-1		鞍手郡若宮町大字脇田2305		平成17年12月2日	平成17年12月2日
	代表者	山近塊典	宝部義信				
	会計責任者	篠崎正人	北崎正三郎				
平和と暮らし権利を大切にする北九州市民の会	代表者	安部千春	徳原豊尚			平成17年12月1日	平成17年12月21日
村田武久後援会	代表者	吉永勉	渡邊辰己			平成17年12月26日	平成17年12月26日
	会計責任者	山本朝男	滝田和友				
やつなみ康一後援会	主たる事務所の所在地	行橋市西宮市2丁目234-2		行橋市西宮市2丁目2番地		平成17年12月2日	平成17年12月2日
	代表者	斎藤周三	有永正昭				
	会計責任者	広瀬萬亀夫	梅林鎮生				

(8団体)

## 福岡県選挙管理委員会告示第13号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定に基づき、次の政治団体から政治団体解散届が提出されたので、同法第17条第3項の規定により次のとおり告示する。

平成18年2月8日

福岡県選挙管理委員会委員長 田辺俊明  
受付期間 平成17年12月1日～12月31日  
(政党の支部)

政治団体の名称	解散年月日	届出年月日

自由民主党福岡県第十選挙区支部	平成17年12月16日	平成17年12月16日
-----------------	-------------	-------------

(1団体)

(政党以外のその他の政治団体)

政治団体の名称	解散年月日	届出年月日
あかるい勝手連	平成17年12月1日	平成17年12月8日
河野弘史後援会	平成17年12月18日	平成17年12月26日
神崎みつる後援会	平成17年12月1日	平成17年12月9日
新政研究会	平成17年12月26日	平成17年12月27日
田中伸敏後援会	平成17年12月3日	平成17年12月19日
豊永米雄後援会	平成17年12月8日	平成17年12月14日
中村くにあき後援会	平成17年12月5日	平成17年12月7日

受付期間 平成17年12月1日～12月31日

資金管理団体の届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	指定年月日	届出年月日
齊藤守史	飯塚市長	さいとう守史後援会	飯塚市横田592-2	齊藤守史	平成17年12月26日	平成17年12月26日

(1団体)

**福岡県選挙管理委員会告示第15号**

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項の規定による資金管理団体の指定の取消等の届出があったので、同法第19条の2第1項の規定に基づき、次のとおり告示する。

(平成16年法17条2項適用団体) すがの征二郎後援会	平成16年3月31日	平成17年12月27日
(平成17年法17条2項適用団体) 新聞回収連合会	平成17年12月27日	平成17年12月27日
(平成17年法17条2項適用団体) 谷口しげたか後援会	平成17年12月13日	平成17年12月14日

(10団体)

**福岡県選挙管理委員会告示第14号**

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第2項の規定に基づき、次の公職の候補者から資金管理団体指定の届出があったので、同法第19条の2第1項の規定により次のとおり告示する。

平成18年2月8日

福岡県選挙管理委員会委員長 田辺俊明

平成18年2月8日

福岡県選挙管理委員会委員長 田辺俊明

受付期間 平成17年12月1日～12月31日

法第19条第3項第1号による届出

資金管理団体取消の届出をした者の氏名	公職の種類		資金管理団体の名称	代表者の氏名	取消年月日	届出年月日
宝 部 義 信	若 宮 町 長		宝 部 義 信 後 援 会	宝 部 義 信	平成17年12月2日	平成17年12月2日
田 中 伸 敏	大 野 城 市 長		田 中 伸 敏 後 援 会	田 中 伸 敏	平成17年12月3日	平成17年12月19日
中 村 邦 明	香 春 町 議 会 議 員		中 村 く に あ き 後 援 会	中 村 邦 明	平成17年12月5日	平成17年12月7日

(3団体)

**人事委員会**

公告

福岡県（警察官A（男性）・警察官A（女性）・警察官A（武道指導）・警察官B（

平成18年度福岡県警察官採用試験

男性）・警察官B（女性）・警察官C）採用試験を別表のとおり施行する。

平成18年2月8日

福岡県人事委員会委員長 平田英昭

回数	試験の種類 試験区分	受験資格等	試験日		試験種目	試験地	合格発表		受付期間	申込用紙等の配布場所	試験の申込先	試験の特例等	その他
			発表日	発表の方法									
第130回 <small>特別募集</small>	警察官B <small>（男性）</small>	昭和51年4月2日から昭和63年4月1日までに生まれた男性で、平成18年10月から勤務可能な者。ただし、大学の卒業者又は平成19年3月までに卒業見込みの者及び受験申込日現在、高等学校に在学中の者を除く。	第1次 5月14日	教養試験 作文試験 体力検査 <sup>(注)</sup>	福岡市	第1次 6月上旬	福岡県人事委員会事務局及び福岡県警察本部に掲示する。	合格者には書面で通知する。	平成18年4月3日から平成18年4月24日までなお、郵送による申込みは、平成18年4月24日までの消印のあるものに限る。	①福岡県人事委員会事務局 ②福岡県警察本部警務課 ③福岡県内の各警察署 ④東京、大阪の各福岡	福岡県警察本部警務課	「体力検査 <sup>(注)</sup> 」については、教養試験において一定の基準を満たした者のみ実施。	これらの試験の問い合わせは、警察本部警務課に行うこと。 各試験の詳細については、別に試験案内を交付する。
			第2次 6月中旬	面接試験 適性検査 身体検査 身体測定 資格調査		最終 8月中旬							
	警察官A <small>（男性）</small>	昭和51年4月2日以降に生まれた男性で、大学の卒業者又は平成19年3月までに卒業見込みの者	第1次 5月14日	教養試験 論文試験 体力検査 <sup>(注)</sup>	福岡市	第1次 6月上旬			平成18年4月3日から平成18年4月24日までなお、郵送による申込みは、平成18年4月				

			第2次	6月中旬	面接試験 適性検査 身体検査 身体測定 資格調査	福岡市	最終	8月中旬	24日までの消印のあるものに限る。	県事務所		
第131回	警察官 A (武道指導)	次のいずれにも該当する者 ① 昭和51年4月2日以降に生まれた者で、大学の卒業者又は平成19年3月までに卒業見込みの者 ② 受験申込日現在、柔道又は剣道の段位が3段以上の者で、全日本柔道連盟又は全日本剣道連盟等が行う競技会において一定の成績をあげた者	第1次	5月14日	教養試験 論文試験 実技試験 体力検査	福岡市	第1次	6月上旬				
			第2次	6月中旬	面接試験 適性検査 身体検査 身体測定 資格調査	福岡市	最終	8月中旬				
第132回	警察官 C 経済語学 (北京語) 語学 (韓国・朝鮮語) 情報工学	次のいずれにも該当する者 ① 昭和51年4月2日から昭和60年4月1日までに生まれた者又は昭和60年4月2日以降に生まれた者で、大学の卒業者若しくは平成19年3月までに卒業見込みの者 ② 受験申込日現在、一定の専門的な資格等又は経験を有する者	第1次	5月14日	教養試験 専門試験 論文試験 体力検査	福岡市 東京都	第1次	6月上旬	平成18年4月3日から 平成18年4月24日まで なお、郵送による申込みは、平成18年4月24日までの消印のあるものに限る。			
			第2次	6月中旬	専門試験 面接試験 適性検査 身体検査 身体測定 資格調査	福岡市	最終	8月中旬				
第133回	警察官 A (男性)	昭和51年4月2日以降に生まれた男性で、大学の卒業者又は平成19年3月までに卒業見込みの者	第1次	7月9日	教養試験 論文試験 体力検査 <sup>(注)</sup>	福岡市	第1次	8月中旬	平成18年5月22日から 平成18年6月12日まで なお、郵送による申込みは、平成18年6月12日までの消印のあるものに限る。	①他の都府県を第2志望とする特例 (警察官A(男性)及び警察官B(男性)に限る。)  第2志望として 下記都府県を選択		
			第2次	8月下旬	面接試験 適性検査 身体検査 身体測定 資格調査	福岡市	最終	11月上旬				

	警察官A (女性)	昭和51年4月2日以降に生まれた女性で、大学の卒業者又は平成19年3月までに卒業見込みの者	第1次 7月9日 面接試験 適性検査 身体検査 身体測定 資格調査	福岡市	第1次 8月中旬 最終	8月中旬 11月上旬			することを認める。 千葉県、東京都、神奈川県、愛知県、滋賀県、大阪府、兵庫県
第134回	警察官B (男性)	昭和51年4月2日から平成元年4月1日までに生まれた男性。 ただし、大学の卒業者又は平成19年3月までに卒業見込みの者を除く。	第1次 10月15日 面接試験 作文試験 体力検査(注)	福岡市	第1次 11月上旬 最終	11月上旬 12月下旬	平成18年8月28日から平成18年9月19日まで なお、郵送による申込みは、平成18年9月19日までの消印のあるものに限る。		②県外試験の特例 (警察官A(男性)及び警察官B(男性)に限る。)  県外試験を熊本県で行うものとし、第1次試験の実施については、当該県の警察官採用試験の方法による。  「体力検査(注)」について、教養試験において一定の基準を満たした者のみ実施。
	警察官B (女性)	昭和51年4月2日から平成元年4月1日までに生まれた女性。 ただし、大学の卒業者又は平成19年3月までに卒業見込みの者を除く。	第1次 10月15日 面接試験 作文試験 体力検査(注)	福岡市	第1次 11月上旬 最終	11月上旬 12月下旬			

(注1) 地方公務員法第16条に該当する者及び日本国籍を有しない者は、上表の採用試験を受けることができない。

(注2) 上表中「大学」とは、学校教育法に規定する大学（短期大学を除く。）及び防衛大学校、防衛医科大学校、水産大学校、海上保安大学校その他人事委員会が認めるものをいう。

(注3) 上表中「柔道又は剣道の段位」とは、講道館又は全日本剣道連盟が認定する柔道又は剣道の段位をいう。

(注4) 上表中「全日本柔道連盟又は全日本剣道連盟等が行う競技会において一定の成績をあげた者」とは、次のいずれかの成績をあげた者をいう。

種別	競技会	成績	種別	競技会	成績
	全国高校総合体育大会	個人・出場		全国高校総合体育大会	個人・出場
		団体・出場			団体・出場
	全日本ジュニア柔道体重別選手権大会	個人・出場		全国高校剣道選抜優勝大会	団体・出場
	国民体育大会	団体・出場		国民体育大会	団体・出場
	金鶯旗高校柔道大会	団体・8位以内		玉竜旗高校剣道大会	団体・16位以内

柔道	高校柔道大会（九州、関東など）	個人・4位以内	剣道	高校剣道大会（九州、関東など）	個人・8位以内
	ジュニア柔道選手権大会（九州、関東など）	個人・4位以内		都道府県高校剣道大会	個人・8位以内
	都道府県高校柔道大会	個人・2位以内		世界選手権大会	個人・出場
	国際大会（全日本柔道連盟が全日本の強化選手を指名し、派遣する大会）	個人・出場		全日本剣道選手権大会	個人・出場
	全日本柔道選手権大会	個人・出場		全日本学生剣道選手権大会	個人・32位以内
	全日本柔道選抜体重別選手権	個人・出場		全日本学生剣道優勝大会	団体・出場
	講道館杯柔道大会	個人・出場		西（東）日本学生剣道大会	団体・16位以内
	全日本柔道団体選手権大会	団体・出場		学生剣道優勝大会（九州、関東など）	団体・16位以内
	全日本学生柔道優勝大会	団体・16位以内		学生剣道選手権大会（九州、関東など）	個人・16位以内
	全日本学生柔道体重別選手権	個人・8位以内			
		団体・16位以内			
	柔道選手権大会（九州、関東など）	個人・16位以内			
	学生柔道優勝大会（九州、関東など）	団体・4位以内			
	学生柔道体重別選手権大会（九州、関東など）	個人・4位以内			
		団体・4位以内			

（注5）上表中「一定の専門的な資格等又は経験を有する者」とは、次のいずれかに該当する者をいう。

試験区分	資 格 等		経 験
経 済	・簿記検定（日本商工会議所・各地商工会議所主催）2級以上 ・簿記能力検定（（社）全国経理学校協会主催）1級以上 ・簿記実務検定（（財）全国商業高等学校協会主催）1級のいずれかの資格を有する者		経理業務に専任として従事した経験を3年以上有する者
語 学	(北京語)	・通訳案内業試験合格 ・HSK（中国語能力認定試験）7級以上 ・TECC（中国語コミュニケーション能力検定）Bクラス以上（700点以上）又は旧Cクラス以上 ・中国語検定準1級（旧2級）以上 のいずれかの資格等を有する者	各言語を第1公用語とする国における留学又は勤務の経験を1年以上有する者若しくは各言語に係る通訳・翻訳業務又は語学指導業務の経験を3年以上有する者
	(韓国・朝鮮語)	・通訳案内業試験合格 ・ハングル能力検定2級以上 ・韓国語能力試験5級以上 のいずれかの資格等を有する者	

情報工学	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基本情報技術者（旧第Ⅱ種情報処理技術者）</li> <li>・システム監査技術者</li> <li>・システムアナリスト</li> <li>・プロジェクトマネージャ</li> <li>・アプリケーションエンジニア</li> <li>・テクニカルエンジニア（ネットワーク、データベース、システム管理、エンベデッドシステム）</li> <li>・ソフトウェア開発技術者</li> </ul> <p>のいずれかの資格を有する者</p>	情報システムの開発、保守又は運用業務の経験を3年以上有する者
------	--	--------------------------------

## 公安委員会

### 福岡県公安委員会告示第22号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の3第1項の規定に基づく獃銃及び空気銃の所持に関する講習会（初心者に対する講習会）を次のとおり開催するので、銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号）第5条の8第2項の規定により告示する。

平成18年2月8日

福岡県公安委員会

#### 1 講習の日時、場所等

##### (1) 講習の日時

平成18年3月16日（木）午前10時から午後5時までの間

##### (2) 講習の場所

久留米市東櫛原町1002番地2 久留米警察署会議室

##### (3) 受講対象者

福岡県内に住所を有する者

#### 2 獃銃等講習会の時間及び科目

時 間	科 目
10：00～15：00	獃銃及び空気銃の所持に関する法令 獃銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い

15：00～16：00	講習結果に対する考査
16：00～17：00	考査結果の公表 (合格者に対する講習修了証明書の交付)

#### 3 注意事項

- (1) 講習受講希望者は、獃銃等講習会受講申込書2通に所定の事項を記入し、写真（申込み前6箇月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦4センチメートル、横3.5センチメートルのもの）2枚を添えて、住所地を管轄する警察署に申し込みこと。
- (2) 上記申し込みは、受講日の1週間前までにすること。
- (3) 受講申込者は、申請の際に手数料6,800円（福岡県領収証紙）を納付すること。
- (4) 講習会の当日は、筆記用具（ボールペン）、印鑑及び獃銃等講習通知書並びにテキスト「獃銃等取扱説本」を必ず持参すること。
- (5) 講習会に関する問い合わせは、住所地を管轄する警察署に対して行うこと。

### 福岡県公安委員会告示第23号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の3第1項の規定に基づく獃銃及び空気銃の所持に関する講習会（経験者に対する講習会）を次のとおり開催するので、銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号）第5条の8第2項の規定により告示する。

平成18年2月8日

福岡県公安委員会

## 1 講習の日時、場所等

日 時	場 所	講習警察署
平成18年3月3日（金） 13:30～16:30	前原市前原中央1丁目6番1号 前原警察署 会議室	前原警察署
平成18年3月15日（水） 13:30～16:30	小郡市大板井234番地1 小郡警察署 会議室	小郡警察署
平成18年3月17日（金） 13:30～16:30	直方市殿町5番31号 直方警察署 会議室	直方警察署
平成18年3月23日（木） 13:30～16:30	北九州市戸畠区汐井町2番1号 戸畠警察署 会議室	戸畠警察署

## 2 猟銃等講習科目

- (1) 猟銃及び空気銃の所持に関する法令
- (2) 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い

## 3 注意事項

- (1) 講習受講希望者は、獵銃等講習会受講申込書2通に所定の事項を記入し、写真（申込み前6箇月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦4センチメートル、横3.5センチメートルのもの）2枚を添えて、住所地を管轄する警察署に申し込みこと。
- (2) 上記申し込みは、受講日の1週間前までにすること。
- (3) 受講申込者は、申請の際に手数料3,000円（福岡県領収証紙）を納付すること。
- (4) 講習会の当日は、筆記用具、印鑑及び獵銃等講習通知書並びにテキスト「獵銃等取扱いの知識と実際」を必ず持参すること。
- (5) やむを得ない理由で受講場所を変更したい時は、指定受講日の2日前までに住所地を管轄する警察署に申請の上、指定受講月日及び場所の変更承認を受けた者に限り、他警察署の講習会を受講することができる。
- (6) 講習会に関する問い合わせは、住所地を管轄する警察署に対して行うこと。

福岡県公安委員会告示第24号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号に規定

する警備員指導教育責任者講習（以下「講習」という。）のうち、警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則の一部を改正する規則（平成17年国家公安委員会規則第18号）附則第2条に規定する講習を次のとおり実施するので、警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号）第2条の規定により公示する。

平成18年2月8日

福岡県公安委員会

## 1 講習の区分

法第2条第1項第1号に係る警備業務

## 2 講習の期日、時間及び場所

講習期日	講習時間	講習場所
平成18年3月13日（月）から同年3月16日（木）までの間	午前9時30分から午後4時35分まで（ただし、最終日の講習については午前11時15分までとし、その後、学科試験を実施。）	北九州市門司区小森江三丁目9番1号 福岡県警察警備員教育センター

## 3 受講定員

60名（1講習30名とし、2講習実施）

## 4 受講対象者

警備業法の一部を改正する法律（平成16年法律第50号）による改正前の警備業法第11条の3第2項の規定により交付された警備員指導教育責任者資格者証（以下「旧資格者証」という。）を有する者とする。

## 5 受講申込みに必要な書類

- (1) 受講申込書（講習規則別記様式第1号）

※ 各警察署生活安全課若しくは生活安全刑事課において受け取ることができる。

- (2) 旧資格者証の写し

## 6 受講申込手続等

(1) 受付期間  
平成18年2月15日（水）から平成18年3月10日（金）まで（土、日曜日を除く）  
の午前10時から午後5時までとする。

(2) 受付場所  
北九州市門司区小森江三丁目9番1号  
福岡県警察警備員教育センター

(3) 受講申込みの際には、必要書類（前記5）を持参のうえ、原則として受講希望者本人が申込みを行うこと。ただし、やむを得ない事情等により代理人が行う場合は、受講希望者本人の委任状を持参すること（代理人1人につき、受講希望者1人の代理を有効とする。また、受講申込者が他の代理人を兼ねることはできない。）。

(4) 受付期間は、前記(1)のとおりであるが、受付期間中であっても、受講申込者が定員の60人となったときは、受け付けを締め切ることとする。

7 講習受講手数料  
23,000円（受講申込時、福岡県領収証紙により納付すること。）

#### 8 その他

- (1) 講習受講の際には、筆記用具、受験申込み時に交付を受けた受講申込書の写し及び講習教本を必ず持参すること。
- (2) 講習に関する問い合わせは、平日の午前9時から午後5時まで、最寄りの警察署又は福岡県警察警備員教育センター（電話093（381）2627）に対して行うこと。
- (3) 福岡県領収証紙については、受付場所である福岡県警察警備員教育センターにおいても（社）福岡県警備業協会が売りさばきを行う。

### 雑報

公衆浴場入浴料金の今後のあり方についての答申案に関し、審議会の答申に係る福岡県意見書提出制度要綱（平成12年2月29日11行改推第92号）第8条第1項の規定により、提出された意見の要旨及び知事への答申について次のとおり公表します。

平成18年2月8日

福岡県生活衛生営業審議会会長 衛藤卓也

#### 1 提出された意見の要旨

(1) 期間内に提出された意見の総数 0件

#### 2 知事への答申

公衆浴場入浴料金の統制額の指定等に関する省令（昭和32年厚生省令第38号）第2条に基づく料金の指定については、大人、中人、小人ともにそれぞれ380円、170円、60円のまま据え置くことが適当である。

#### （理由）

- (1) 普通公衆浴場の利用者の多くは、高齢者若しくは自家風呂を持たない世帯で占められており、これらの方々の生活への影響から、値上げについては慎重に当たるべきことがあること。
- (2) このほど県が実施した公衆浴場経営実態調査結果に基づき、収入及び必要経費の両面から試算した仮定料金単価は大人が390円であり、現行料金380円との差額は10円であった。前回の審議会において据え置きを答申した際の差額は9円であり、その差が1円であること。
- (3) 仮定料金の差額については、普通公衆浴場営業者の理解と協力を得ながら、その経営努力等による収支の均衡を保つことが可能であると認められるとともに、公衆浴場営業者から料金引き上げの要望がないこと。
- (4) 消費者物価指数の下落とともに、消費者には低価格志向が強まる中、平成16年6月には4年ぶりに大人料金の10円値上げを行ったばかりであること。

#### （補足意見）

県及び市町村におかれては、これまで普通公衆浴場の経営の安定と確保を目的に所要の助成措置が講じられているところである。

このような中、昨今の燃料費の高騰など、普通公衆浴場業を取り巻く経営環境はさらに厳しさを増しており、入浴料金の値上げのみをもって経営の改善を図るには限界があるものと思われる。

普通公衆浴場に課せられた自家風呂を持たない住民に対する入浴機会の提供という社会的使命や高齢者をはじめとする地域住民相互の交流の促進といった役割を充分に斟酌され、今後とも公的助成の充実や新たな活用方法の検討など、その振興による施設の確保に努める必要がある。

発行 福岡市博多区東公園七番七号  
(総務部行政経営企画課)

販印 売刷 株式会社崎嶋六一  
福岡市東区箱崎六丁目六番四  
川頭島弘文社号

定価 一箇月一、三五〇円(税込・郵便料別)